

沖縄県こども施策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県におけるこども施策の推進を図るために設置する沖縄県こども施策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく都道府県こども計画の策定、実施、評価に関すること。
- (2) 法第11条の規定に基づくこども施策に対するこども等の意見の反映に関すること。
- (3) こども施策の推進及び連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、知事、副知事、政策調整監、知事公室長、総務部長、企画部長、環境部長、生活福祉部長、こども未来部長、保健医療介護部長、農林水産部長、商工労働部長、文化観光スポーツ部長、土木建築部長、教育長、病院事業局長及び警察本部長で組織する。

- 2 推進会議の議長は、知事をもって充てる。
- 3 推進会議の副議長は、こども未来部を担当する副知事をもって充てる。
- 4 推進会議の議長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 推進会議の議長に事故があるとき、又は欠けたときは、推進会議の副議長がその職務を代理する。

(推進会議の招集)

第4条 推進会議は、推進会議の議長が必要に応じて招集する。

(幹事会)

第5条 推進会議に付議する事項について調整するため、別表に掲げる者で組織する幹事会を置く。

- 2 幹事会の議長は、こども未来部こども未来統括監をもって充てる。
- 3 幹事会の副議長は、こども未来部こども若者政策課長をもって充てる。
- 4 幹事会の議長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 幹事会の議長に事故があるとき、又は欠けたときは、幹事会の副議長がその職務を代理する。

(幹事会の招集)

第6条 幹事会は、幹事会の議長が必要に応じて招集する。

(作業部会)

第7条 幹事会に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、こども施策の推進に関する事項について調整する。
- 3 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 4 作業部会の部会長は、こども施策調整班の班長をもって充てる。
- 5 部会員は、こども施策調整班の班員をもって充てる。
- 6 作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別途定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、こども未来部こども若者政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の議長が、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会の議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。
(沖縄県子どもの貧困対策推進会議設置要綱の廃止)
- 2 沖縄県子どもの貧困対策推進会議設置要綱は廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の沖縄県子どもの貧困対策推進会議設置要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条の規定により招集されている推進会議は、第 4 条の規定により招集されたものとみなし、旧要綱第 5 条第 1 項の規定により推進会議に付議する事項として幹事会で調整されている事項は、第 5 条の規定により推進会議に付議する事項として幹事会で調整されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

	所 属	職 名	備 考
1	知事公室	秘書課長	
2	総務部	総務私学課長	
3	企画部	企画調整課長	
4	環境部	環境政策課長	
5	生活福祉部	福祉政策課長	
6	こども未来部	こども未来統括監	議長
7	こども未来部	こども若者政策課長	副議長
8	保健医療介護部	保健医療総務課長	
9	農林水産部	農林水産総務課	
10	商工労働部	産業政策課長	
11	文化観光スポーツ部	観光政策課長	
12	土木建築部	土木総務課長	
13	教育庁	総務課長	
14	警察本部	少年課長	